

特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付)
の9月末受付時の注意事項について

令和4年 9月12日現在

- 1 特例貸付の受付終了日 令和4年9月30日(金)
(受付は、お住いにある市町村社会福祉協議会)
- 2 特例貸付を申請される方で、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送等で申し込みを行う場合は、受付終了日までに、申請書類がすべてそろってないと、受付することができませんので、ご留意ください。
- 3 申請者が、市町村社会福祉協議会へ郵送等をされる際は、消印が9月30日で押印されて、かつ、書類が整っているもののみ受付を行いますが、消印が10月1日以降で押印されているものは、内容物を確認せず、返送いたします。特に、郵便ポストへの投函については、郵便集荷時間を確認の上、自己責任で行ってください。
- 4 総合支援資金(初回貸付)については、生活困窮者自立相談支援機関との面談(必須)を行った後、市町村社会福祉協議会への申請の提出を、9月30日までに行ってください。
各自で、面談スケジュール(予約)の確認を行ってください。

以上